

【卒業の認定に関する方針】

卒業時に保育者としての姿を有し、教育理念である「専門性」「人権意識」「自己研鑽」の知識と技術を以って、子どもたちの健やかな成長と発達を促し、地域の児童福祉・幼児教育の発展と向上に貢献できることを求める。

卒業認定は、年度末までに各学年の所定の教育課程を履修し、所定の単位を修得した者には、卒業判定会議を経て卒業証書を授与する。